

事業所評価加算について

(介護予防訪問リハ・介護予防通所リハ・通所介護相当サービスの事業所)

事業所評価加算とは

以下の要件を満たす事業所で、評価対象となる期間(各年1月1日から12月31日まで)において、利用者の要支援状態区分の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度におけるサービスの提供につき加算を行うものです。なお、加算を受けるには、以下の**対象事業の主な要件**に該当する必要があります。

対象事業の主な要件

1 介護予防訪問リハビリテーション事業所

- ① 岐阜市長に届け出てリハビリテーションマネジメント加算を算定していること
- ② 評価対象期間における利用実人員数が10名以上であること
- ③ 評価対象期間内の利用実人員数の6割以上にリハビリテーションマネジメント加算を算定していること
- ④ 評価基準値(※)が0.7以上であること

※評価基準値の出し方

$$\frac{\text{要支援状態区分の維持者数} + \text{改善者数} \times 2}{\text{評価対象期間内にリハビリテーションマネジメント加算を3月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数}}$$

◎事業所が評価基準に適合しているか否かの計算は、国保連合会において行われます。

2 介護予防通所リハビリテーション・通所介護相当サービス事業所

- ① 岐阜市長に届け出て選択的サービス(運動機能向上サービス・栄養改善サービス・口腔機能向上サービス)を行っていること
- ② 評価対象期間における利用実人員数が10名以上であること
- ③ 評価対象期間内の利用実人員数の6割以上が選択的サービスを利用していること
- ④ 評価基準値(※)が0.7以上であること

※評価基準値の出し方

$$\frac{\text{要支援状態区分の維持者数} + \text{改善者数} \times 2}{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数}}$$

◎事業所が評価基準に適合しているか否かの計算は、国保連合会において行われます。

手続き等

- 1 上記要件に該当する事業所で、事業所評価加算の算定を希望する事業所は、各年 10 月 15 日(10 月 15 日が土日及び祝日である場合には、その直前の開庁日)までに当該加算の算定について「申出あり」として岐阜市介護保険課へ届け出てください。
- 2 届出があった事業所については、市から国保連合会へ情報提供のうえ、国保連合会において受給者台帳や事業所の給付実績に基づき、所定の計算式にしたがって当該加算の算定基準に合致しているか否かの判定材料となる評価基準値を算定します。この評価基準値に基づく判定結果につきましては、例年 2 月ごろに市から各事業所へ通知する予定です。この通知により算定可と判定された事業所につきましては、翌年度の 1 年間、当該加算の算定が可能となります。

注意事項

- 1 過去、既に当該加算の算定について「申出あり」として届け出ている事業所が再度算定を希望される場合は、その旨の届出は不要です。
- 2 当該加算の算定について「申出あり」として届け出た事業所であっても、選択的サービスについて、いずれも加算の届出を行っていない場合は、国保連合会における事務処理及び事業所評価加算の適否の判定は行われません。